

第35期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)

連結計算書類の注記及び個別計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新都ホールディングス株式会社

連結注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、前連結会計年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失324,761千円、経常損失367,612千円、親会社株主に帰属する当期純損失385,272千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社グループは、(1)アパレル事業におけるシナジー効果の向上と収支改善への取り組み、(2)不動産関連サービス事業の安定的な収益の確保と付加価値の高い物件の販売、(3)貿易事業の業容の拡大と販売先企業の開拓及び新規業務への参入等を推進してまいります。

(1)アパレル事業におけるシナジー効果の向上と収支改善への取り組み

アパレル事業におきましては、大手得意先の商品P B化の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響等、総じて厳しい経営環境で推移しており、その傾向は今後も継続するものと予想されます。また、前連結会計年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は、百貨店等の催事売場や大型ショッピングセンターへの出店を通じて、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施してまいりましたが、業況は厳しく、店舗の撤退等事業を縮小する予定であります。

このような状況下ではありますが、今後、アパレル事業では、主力ブランドの強みを活かした商品企画を行うとともに、ライセンス事業とのコラボレーションによるシナジー効果を高めるため、アパレル以外のシューズやメガネ等の商品にも対象を広げることによりブランド認知度を向上させ、マーケット拡張と収益増大並びに利益貢献を図ります。また、既存顧客との関係強化及び既存ブランドに係る新規顧客の開拓等を図ります。

さらに、海外子会社である上海鋭有商贸有限公司においては、中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売事業の拡大を図ってまいります。

(2)不動産関連サービス事業の安定的な収益の確保と付加価値の高い物件の販売

当社の不動産関連サービス事業では主として中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。

なお、平成30年12月5日に三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社の融資を受け、販売用不動産として江戸川区の土地付建物の物件を購入し、現在早期に販売できるよう営業活動を進めております。

(3)貿易事業の業容の拡大と販売先企業の開拓及び新規業務への参入

既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、売上の変動性が大きいという不動産関連サービス事業の事業特性に鑑み、収益性の改善と安定的な収益獲得モデル構築を目的に、当連結会計年度の第1四半期より日用雑貨品及びその他の製品について中国企業と輸出入取引を開始しました。また第2四半期よりポリエチレンテレフタレート(PET)等の輸入及び販売を開始しております。また、中国子会社においては非鉄金属取引等を開始しております。

日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきております。また、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しても日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。売上高拡大をはかるために中華圏に向けた「メイド・イン・ジャパン」の日用雑貨品等の中国国内のGMSや百貨店に対する卸売りを実現してまいります。

ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましては、安定した供給元と卸売先を確保できれば安定した収益を期待できることから、卸売先について日本の商社等を始め国内企業を対象に積極的な営業活動を行ってまいります。

なお、平成30年8月に山東拉峰服装有限公司と契約を締結した業務提携につきましては、当期において売上計上には至らず現時点で事業の進捗が遅延しております。また平成30年10月に株式会社ラカラジヤパンと締結した電子決済サービス及びインバウンドプロモーションの国内展開に係る代理店契約に関しては当期売上増大には貢献しなかったものの、人員体制を整えて加盟店の拡大に取り組んでおります。

また、上記の事業を推進するためには相応の資金需要があること、また、財務体質の改善を図る必要があることから、平成31年4月1日開催の取締役会において第三者割当による第4回新株予約権の発行を決議しております。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレや原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在しうることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 上海鋭有商貿有限公司

(2) 非連結子会社の名称

(有) ケーブルパークデザイン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

(有) ケーブルパークデザイン

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である上海鋭有商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1

日以降に取得した建物付属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	4～6年
器具備品	5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

④ 店舗等撤去損失引当金

店舗等の撤去支出に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用(株式交付費)は、発生時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「その他」(前連結会計年度47,211千円)に含めておりました「前渡金」(前連結会計年度13,198千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 329,880千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 215,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,329千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類と数 普通株式 13,837,000株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式 5,063,700株

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。また、一時的な余剰資金については、流動性を重視し、元本割れの可能性のある取組みは行わないこととしております。資金調達については、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針であります。多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、得意先の信用リスクに晒されております。

関係会社出資金は、主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財務状況が悪化するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であり、支払時期に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

また借入金は短期的な運転資金の調達及び販売用不動産の取得資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債権残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

未収入金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債務残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

関係会社出資金は、定期的に発行体の財務状況を把握し、評価について決算期ごとに確認しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに借入金は、各部署からの報告に基づき管

理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制となっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	168,602	168,602	—
(2) 受取手形及び売掛金	192,092		
貸倒引当金(※1)	△3,309		
	188,782	188,782	—
(3) 未収入金	4,552		
貸倒引当金(※2)	△831		
	3,720	3,720	—
(4) 長期営業債権	25,252		
貸倒引当金(※3)	△25,252		
	—	—	—
資産計	361,105	361,105	—
(1) 買掛金	375,134	375,134	—
(2) 未払金	39,512	39,512	—
(3) 未払法人税等	11,894	11,894	—
(4) 短期借入金	229,212	229,212	—
負債計	655,754	655,754	—

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期営業債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

受取手形及び売掛金並びに未収入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を基礎とし、ここから貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(4) 長期営業債権

長期営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から当該貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社出資金	3,000

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	168,602	—	—	—
受取手形及び売掛金	192,092	—	—	—
未収入金	4,552	—	—	—
合計	365,246	—	—	—

4. 社債・長期借入金・リース債務その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	229,212	—	—	—	—	—
合計	229,212	—	—	—	—	—

【賃貸等不動産に関する注記】

該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

- ① 1株当たり純資産額 15.13円
- ② 1株当たり当期純損失金額 30.27円

【重要な後発事象に関する注記】

(新株予約権の発行)

当社は、平成31年4月1日開催の取締役会において、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として、以下の第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことについて決議しました。

(1) 割当日	2019年5月8日
(2) 新株予約権の総数	51,970個
(3) 発行価額	総額11,693,250円 (新株予約権1個当たり225円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,197,000株 (新株予約権1個当たり100株)
(5) 資金調達の内訳	645,727,250円 (内訳) 新株予約権発行分：11,693,250円 新株予約権行使分：634,034,000円

(6)行使価額	1株当たり122円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に32,170個、リーディング証券株式会社に19,800個の新株予約権を割り当てます。
(8)その他	本新株予約権の発行は、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
(9)資金の使途	①日本本社運転資金270,000千円（アパレル事業50,000千円、不動産関連サービス事業20,000千円、貿易事業200,000千円） ②中国子会社に対する出資200,000千円 ③M&A資金171,272千円 ④発行諸費用（概算額）4,454千円

なお、当該第4回新株予約権の発行に合わせて、残存する第3回新株予約権の全部を取得し、取得後ただちに全部を消却することも決議されております。

【追加情報】

(訴訟について)

(1) コンサルティング費用請求について

当社は、平成28年8月22日付けで株式会社スーツよりコンサルティング業務の委託及び業務の提供に伴う費用の不払いとして5,400,000円及びこれに対する遅延損害金の費用請求訴訟を提起されました。

当該訴訟に関しては、平成29年12月14日に東京地方裁判所から請求の一部を認容する第一審判決を受けたため当社は控訴をしておりましたが、東京高等裁判所による第二審判決において当社の主張が認められ株式会社スーツの請求はすべて棄却されました。その後株式会社スーツは平成30年7月10日に上告及び上告受理申し立てを行い、現在、最高裁判所に係属中となっております。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお、当社は第一審判決の結果を受けて、訴訟損失引当金2,920千円を計上しております。

(2) 先方の売掛金請求について(その1)

当社は、訴状に代わる準備書面にて平成28年10月24日付けで維健集團(香港)有限公司より、仕入れた衣料品の売掛債権の不払いとして、金120万米ドル(約12,364万円。1米ドルを平成28年11月4日時点の概算レート103.04円で換算した場合)及びこれに対する遅延損害金の訴訟を提起されました。

本件に関しましては、平成31年1月15日に東京地方裁判所で以下の内容の第一審判決を受けております。

- ①被告(当社)は、原告(維健集團(香港)有限公司)に対して120万米ドル及びこれに対する平成28年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- ②訴訟費用は、被告の負担とすること。
- ③この判決は、仮に執行することができること。

当社はこの判決に不服であり、平成31年1月16日付で東京高等裁判所に控訴しております。なお平成30年1月18日に強制執行停止決定を得ております。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお当社は上記第一審判決の結果を受けて、既に当社の連結計算書類上に買掛金として計上済みである120万米ドル相当額を除く遅延損害金相当額及び控訴審に係る弁護士費用等について訴訟損失引当金20,333千円を計上しております。

(3) 先方の売掛金請求について(その2)

当社は、平成29年8月30日付けで江蘇舜天國際集團輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901米ドル(約45,813千円。1米ドルを平成29年8月30日時点の概算レート109.89円で換算した場合)及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を東京地方裁判所において提起されました。

本件に関しましては、現時点では準備書面のやり取りを行っている段階にあります。当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(4) 先方の売掛金請求について(その3)

当社は、平成30年12月21日付で、常州雅迪服飾有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権722,082元(約11,668千円。1中国元を平成30年12月21日の概算レート16.16円で換算した場合)及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において

提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(5) 先方の売掛金請求について (その4)

当社は、平成30年12月21日付で、常州市金壇凱迪制衣厂より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権1,137,778元(約18,386千円。1中国元を平成30年12月21日の概算レート16.16円で換算した場合)及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失318,704千円、経常損失360,513千円、当期純損失378,173千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社は、(1)アパレル事業におけるシナジー効果の向上と収支改善への取り組み、(2)不動産関連サービス事業の安定的な収益の確保と付加価値の高い物件の販売、(3)貿易事業の業容の拡大と販売先企業の開拓及び新規業務への参入等を推進してまいります。

(1)アパレル事業におけるシナジー効果の向上と収支改善への取り組み

アパレル事業におきましては、大手得意先の商品P B化の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響等、総じて厳しい経営環境で推移しており、その傾向は今後も継続するものと予想されます。また前事業年度において開始したインナーウェアの輸入販売事業は百貨店等の催事売場や大型ショッピングセンターへの出店を通じて、ブランド露出度及び認知度を高め、インナーウェアの卸売りに繋がるような施策を実施してまいりましたが、業況は厳しく、今後店舗の撤退等事業を縮小する予定であります。

このような状況下ではありますが、今後、アパレル事業では、主力ブランドの強みを活かした商品企画を行うとともに、ライセンス事業とのコラボレーションによるシナジー効果を高めるため、アパレル以外のシューズやメガネ等の商品にも対象を広げることによりブランド認知度を向上させ、マーケット拡張と収益増大並びに利益貢献を図ります。また既存顧客との関係強化及び既存ブランドに係る新規顧客の開拓等を図ります。

(2)不動産関連サービス事業の安定的な収益の確保と付加価値の高い物件の販売

当社の不動産関連サービス事業では、主として中華圏及び在日中国人の人的ネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を探索・選択し、顧客に商談を申し入れる営業活動を実施しております。

平成30年12月5日に三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社の融資を受け、販売用不動産として江戸川区の土地付建物の物件を購入し、現在早期に販売できるよう営業活動を進めております。

(3)貿易事業の業容の拡大と販売先企業の開拓及び新規業務への参入

既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、売上の変動性が大きいという不動産関連サービス事業の事業特性に鑑み、収益性の改善と安定的な収益獲得モデル構築を目的に、当事業年度の第1四半期より日用雑貨品及びその他の製品について中国企業と輸出入取引を開始しました。また、第2四半期よりポリエチレンテレフタレート(PET)等の輸入及び販売を開始しております。

日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきております。また、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しても日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。売上高拡大をはかるために中華圏に向けた「メイド・イン・ジャパン」の日用雑貨品等の中国国内のGMSや百貨店に対する卸売りを実現してまいります。

ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましては、安定した供給元と卸売先を確保できれば安定した収益を期待できることから、卸売先について日本の商社等を始め国内企業を対象に積極的な営業活動を行ってまいります。

なお、平成30年8月に山東拉峰服装有限公司と契約を締結した業務提携につきましては、当期において売上計上には至らず現時点で事業の進捗が遅延しております。また、平成30年10月に株式会社ラカラジャパンと締結した電子決済サービス及びインバウンドプロモーションの国内展開に係る代理店契約に

関しては、当期売上増大には貢献しなかったものの、人員体制を整えて加盟店の拡大に取り組んでおります。

また、上記の事業を推進するためには相応の資金需要があること、また、財務体質の改善を図る必要があることから、平成31年4月1日開催の取締役会において第三者割当による第4回新株予約権の発行を決議しております。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレや原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在していることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映していません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 4～6年

器具備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 長期前払費用
均等償却を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金
売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。
 - ③ 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - ④ 店舗等撤去損失引当金
店舗等の撤去支出に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法
新株発行費用（株式交付費）は、発生時に全額費用処理しております。
 - ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」（前事業年度19,605千円）に含めておりました「供託金」等に係る支出額（前事業年度3,061千円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

【貸借対照表に関する注記】

- (1) 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産は次のとおりであります。
販売用不動産 329,880千円
担保付債務は次のとおりであります。
短期借入金 215,000千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,302千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 345千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高
該当事項はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末日における自己株式の総数 普通株式 58,200株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

前受ライセンス料	1,662千円
貸倒引当金	1,931
未払事業税	5,254
訴訟損失引当金	7,120
店舗等撤去損失引当金	1,892
繰延税金資産（流動）小計	17,862
評価性引当額	△17,862
繰延税金資産（流動）合計	—

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	7,732千円
有形固定資産減損損失	3,304
無形固定資産減損損失	340
繰越欠損金	650,500
繰延税金資産（固定）小計	661,877
評価性引当額	△661,877
繰延税金資産（固定）合計	—
繰延税金資産合計	—

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【持分法損益等に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

当社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の条件	取引の内容	取引金額（千円）	科目	残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	テンエイインダストリアル（ホンコン）カンパニー	中華人民共和国香港特別行政区	—	貿易業	—	本社オフィスの賃借	地代家賃の支払（注1）	5,250	—	—
							敷金の抛出（注1）	3,750	敷金及び保証金	3,750
役員	丹羽一彦	—	—	弁護士	—	顧問弁護士	弁護士報酬（注2）	5,573	未払金	293

取引条件及び取引条件等の決定方針等

- (注)1 当社は当社代表取締役社長である鄧明輝氏が議決権の過半数を所有している上記関連当事者から東京都豊島区の本社オフィスの賃借を受けております。当該賃料の価格については、近隣の市場相場を勘案して契約により決定しております。なお、賃貸期間3年としております。
- (注)2 当社は社外監査役丹羽一彦氏を所長とする中央国際法律事務所と個別の案件毎に契約を行っております。取引価格及び条件につきましては、当社と関連を有さない他の当事者と同様の条件によっております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 17.11円
2. 1株当たり当期純損失金額 29.71円

【重要な後発事象に関する注記】

(新株予約権の発行)

当社は、平成31年4月1日開催の取締役会において、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として、以下の第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことについて決議しました。

(1) 割当日	2019年5月8日
(2) 新株予約権の総数	51,970個
(3) 発行価額	総額11,693,250円 (新株予約権1個当たり225円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,197,000株 (新株予約権1個当たり100株)
(5) 資金調達額	645,693,250円 (内訳) 新株予約権発行分: 11,693,250円 新株予約権行使分: 634,034,000円
(6) 行使価額	1株当たり122円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に32,170個、リーディング証券株式会社に19,800個の新株予約権を割り当てます。
(8) その他	本新株予約権の発行は、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
(9) 資金の使途	①日本本社運転資金270,000千円 (アパレル事業50,000千円、不動産関連サービス事業20,000千円、貿易事業200,000千円) ②中国子会社に対する出資200,000千円 ③M&A資金171,272千円 ④発行諸費用(概算額) 4,454千円

なお、当該第4回新株予約権の発行に合わせて、残存する第3回新株予約権の全部を取得し、取得後ただちに全部を消却することも決議されております。

【連結配当規制適用会社に関する注記】

該当事項はありません。

【追加情報】

(訴訟について)

- (1) コンサルティング費用請求について

当社は、平成28年8月22日付けで株式会社スーツよりコンサルティング業務の委託及び業務の提供に伴う費用の不払いとして5,400,000円及びこれに対する遅延損害金の費用請求訴訟を提起されました。

当該訴訟に関しては、平成29年12月14日に東京地方裁判所から請求の一部を認容する第一審判決を受けたため当社は控訴をしておりましたが、東京高等裁判所による第二審判決において当社の主張が認められ株式会社スーツの請求はすべて棄却されました。その後株式会社スーツは平成30年7

月10日に申告及び申告受理申し立てを行い、現在、最高裁判所に係属中となっております。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお、当社は第一審判決の結果を受けて、訴訟損失引当金2,920千円を計上しております。

(2) 先方の売掛金請求について（その1）

当社は、訴状に代わる準備書面にて平成28年10月24日付けで維健集團（香港）有限公司より、仕入れた衣料品の売掛債権の不払いとして、金120万米ドル（約12,364万円。1米ドルを平成28年11月4日時点の概算レート103.04円で換算した場合）及びこれに対する遅延損害金の訴訟を提起されました。

本件に関しましては、平成31年1月15日に東京地方裁判所で以下の内容の第一審判決を受けております。

①被告（当社）は、原告（維健集團（香港）有限公司）に対して120万米ドル及びこれに対する平成28年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。

②訴訟費用は、被告の負担とすること。

③この判決は、仮に執行することができること。

当社はこの判決に不服であり、平成31年1月16日付で東京高等裁判所に控訴しております。なお平成30年1月18日に強制執行停止決定を得ております。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお当社は上記第一審判決の結果を受けて、既に当社の計算書類上に買掛金として計上済みである120万米ドル相当額を除く遅延損害金相当額及び控訴審に係る弁護士費用等について訴訟損失引当金20,333千円を計上しております。

(3) 先方の売掛金請求について（その2）

当社は、平成29年8月30日付けで江蘇舜天國際集團輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901米ドル（約45,813千円。1米ドルを平成29年8月30日時点の概算レート109.89円で換算した場合）及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を東京地方裁判所において提起されました。

本件に関しましては、現時点では準備書面のやり取りを行っている段階にあります。当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(4) 先方の売掛金請求について（その3）

当社は、平成30年12月21日付で、常州雅迪服飾有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権722,082元（約11,668千円。1中国元を平成30年12月21日の概算レート16.16円で換算した場合）及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。

(5) 先方の売掛金請求について（その4）

当社は、平成30年12月21日付で、常州市金壇凱迪制衣厂より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権1,137,778元（約18,386千円。1中国元を平成30年12月21日の概算レート16.16円で換算した場合）及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社としては、訴状の内容の精査を継続し、適切に対応してまいります。